

固定資産税・都市計画税の負担軽減を求める要望書

平成十九年地価公示価格は、平成三年以来十六年ぶりにわずかに上昇しました。これは地方圏の下落分を三大都市圏などの上昇分が押し上げた結果であります。すでに東京都下においては、平成十八年から上昇に転じており、特に中央区では、全地域で前年を上回り顕著な上昇傾向を示しております。

固定資産税の評価額は、平成六年度に地価公示価格の七割程度に引き上げられているため、地価上昇傾向に転じた現在、区民負担がますます重くなる懸念があります。東京都条例に基づく一律減額制度により、負担水準が六十五パーセントまで引き下げられたとはいえ、厳しい状況であることには変わりありません。

中央区では、四万四千もの事業所が日々事業活動を行っております。その多くは、従業員が百人未満の中小零細事業所であり、わずかな税負担の変化も事業活動に大きく影響するものであります。両税の負担が大変厳しい状況の中で、信頼される仕事を積み重ねることで事業を継続していく。また、生涯を通じていきいきと安心して生活できることで次代を担う子どもたちに明るい未来を託したいと願う区民・事業者の声には切実なものがあります。その願いを実現するとともに、日本の商業・経済活動の中核を担う都心部が、活力ある経済活動の牽引役を果たしていくためには、固定資産税・都市計画税に関する税負担の適正化が必要不可欠であります。

私たちは、固定資産税・都市計画税が、都心中央区に住み働く区民と事業者が負担している実態に即して、納税者が納得できる負担水準となるよう、左記事項について強く要望します。

記

- 一、固定資産税・都市計画税について、平成十六年度税制改正よって創設された東京都条例による一律減額制度を平成二十年においても引き続き実施すること。
- 一、小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置及び平成十四年度から講じられた小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を継続すること。
- 一、固定資産評価の引き下げや収益還元法を含めた評価法の導入など現行固定資産税・都市計画税制度の抜本的な改革及び条例による一律減額制度を恒久的制度とするよう所要の改正を、国に積極的に働きかけること。

平成十九年十二月十三日

中央区長 矢田美英

中央区議会議長 鈴木久雄

東京都知事
東京都議会議長

あて